第８４号議案

　　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和３年１１月２５日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　濱　　野　　　健

　　　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　職員の給与に関する条例（昭和２６年品川区条例第１７号）の一部を次のように改正する。

　　第２１条第２項中「１００分の２５」を「１００分の１０」に改め、同条第３項中「１００分の２５」を「１００分の１０」に、「１００分の１０」を「１００分の５」に改める。

第２条　職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

　　第２１条第２項中「１００分の１０」を「１００分の２５」に、「１００分の１１２．５」を「１００分の１０５」に、「１００分の１１７．５」を「１００分の１１０」に改め、同項ただし書中「１００分の９２．５」を「１００分の８５」に、「１００分の９７．５」を「１００分の９０」に改め、同条第３項中「１００分の１０」を「１００分の２５」に、「１００分の５」と、「１００分の１１２．５」を「１００分の１０」と、「１００分の１０５」に、「１００分の６２．５」を「１００分の６０」に、「１００分の１１７．５」を「１００分の１１０」に、「１００分の６７．５」を「１００分の６５」に、「１００分の９２．５」を「１００分の８５」に、「１００分の５２．５」を「１００分の５０」に、「１００分の９７．５」を「１００分の９０」に、「１００分の５７．５」を「１００分の５５」に改める。

　　　付　則

この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は令和４年４月１日から施行する。

　（説明）職員の期末手当に係る支給月数を改める必要がある。